

(English follows Japanese)

加入者各位

2024年9月30日
ルネサス健康保険組合

〈お知らせ〉[健保]「資格情報のお知らせ」送付に関する通知の件

題記の件、国の政策における本年12月2日以降の健康保険証の新規発行廃止に向けた一環として、健康保険組合（以下、健保）を所管する厚生労働省の依頼に基づき、健保で把握している加入者情報を下記要領にて各位にお知らせすることとなりましたので、お知らせ致します。

記

1. 通知の目的

健康保険組合が把握している加入者情報を各位にお知らせする（確認していただく）ことにより、**加入者各位に安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただく。**

2. 送付時期：10月2日（水）より順次

※本お知らせは、全ての加入者について原則世帯単位に取り纏め、資格情報のお知らせ一斉発行事務局のTOPPAN（株）より、**被保険者の現住所宛に特定記録郵便にて送付**します。

3. 「お知らせ」到着後にご確認いただきたいこと

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号（マイナンバー）
下4桁の数字が、各加入者の個人番号（マイナンバー）下4桁と一致しているか

・ 誤りがない場合
当健保加入中は、大切に保管願います*。

・ 万が一誤りがある場合
至急当健保へご連絡願います。

* 健康保険証廃止後、ご本人の健保記号・番号等を確認する手段として利用できます。

4. 問い合わせ先 ルネサス健康保険組合 電話:03-6773-4320 kenpo@renesas.com

以上

〈補足〉注意事項

- 本お知らせは、2024年12月2日よりマイナンバーカードに健康保険証を登録したもの(以下、マイナ保険証)が利用できない/利用しない方が医療機関受診時に利用する「資格確認書」とは別物であり、**本お知らせを「資格確認書」として利用することはできません。**
- 70歳以上の方については負担割合（2割/3割）の記載がありますが、**負担割合の変更を理由に本お知らせの再送付は行いません。**最新の負担割合は、マイナポータル（マイナ保険証をご利用の方）または資格確認書にてご確認ください。
- マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合においては、本お知らせ等とマイナンバーカードの両方を医療機関に提示することで受診することが可能となっていますが、医療機関にてマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合でないかと判断された場合には、利用を断られる可能性がありますので、ご注意願います。
- データ作成時期の関係上、9月10日以降に当健保の資格喪失をされた方にも送付されますので、ご了承下さい。

<Notice> Sending “Notice of Eligibility Information” for health insurance and request for confirmation of personal number.

This is part of the national policy to discontinue issuing new health insurance cards after December 2 of this year.

The Ministry of Health, Labor and Welfare (MHLW) has requested that health insurance associations inform everyone of the subscriber information they hold.

We would like to inform you of the following

1. Objective.

By informing everyone of the subscriber information that the health insurance association has, Have everyone use their My Number Card as a health insurance card with peace of mind.

2. Mailing date : Wednesday, October 2 ~

※Mailing Method : Mailed together as a household unit

※Ships from : TOPPAN Inc.

※Type of mail : Specific registered mail

※Addressee : Addressed to the insured's current address

3. What to check after receiving the Notice

- ① Last 4 digits of subscriber's my number
- ② The last 4 digits of each subscriber's my number on the eligibility notice



① and ② are in agreement.
Keep it in a safe place while enrolled in our health insurance program.

① and ② do not match.
Immediately contact the health insurance association.

4. charge of this matter

Renesas Health Insurance Society Contact kenpo@renesas.com

Precautions

1. The “Notice of Eligibility Information” is not available for medical institutions.
2. The burden ratio (20%/30%) is written for those over 70 years old. If the burden ratio changes, it will not be reissued.
Check with MyNa Portal or the eligibility confirmation form.
3. When you cannot use your minor insurance card at medical institutions.
Please submit both the “Notice of Eligibility Information” and your my number card to the medical institution. However, there are times when it cannot be used. Please ask the medical institution.
4. Depending on when the data is created, it will also be sent to those who have lost their health insurance status after September 10.

※This text is machine translated.

健康保険の資格情報のお知らせと 個人番号（マイナンバー）確認のお願いについて

日頃より、健康保険組合の活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省からの依頼に基づき、**加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくこと**を目的に、健康保険組合が把握している加入者情報（個人番号の下4桁含む）を、皆さまにお知らせすることとなりました。

同封の「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」（以降「資格情報のお知らせ」と呼ぶ）の記載事項をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。



使ってみよう！
マイナ保険証

ご確認ください

「資格情報のお知らせ」に記載されている 内容に誤りはないですか？

※「負担割合」欄については、通知時点において、70歳以上の高齢受給者の方のみ一部負担金の割合を表記しています。なお、70歳未満の方は、記載なし（空白）としています。

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号（マイナンバー）下4桁の数字が、あなたの個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致しているか、ご確認をお願いいたします。

同封の「資格情報のお知らせ」
※どちらか1通が同封されています。



誤りがない場合

大切に保管ください

※医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。

誤りがある場合

健康保険組合へ ご連絡をお願いします

※問い合わせ先は、「資格情報のお知らせ」に記載しています。

お送りした「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることでご自身の最新の「資格情報」を確認することができますので、マイナポータルにログインの上、ご確認ください。





マイナ保険証を一度使ってみませんか？



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1 **オンライン申請**
スマホから パソコンから

2 **証明写真機から**

3 **郵送**

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く

詳しくはこちら

マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1** 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

マイナポータル



iPhone

Android



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み

